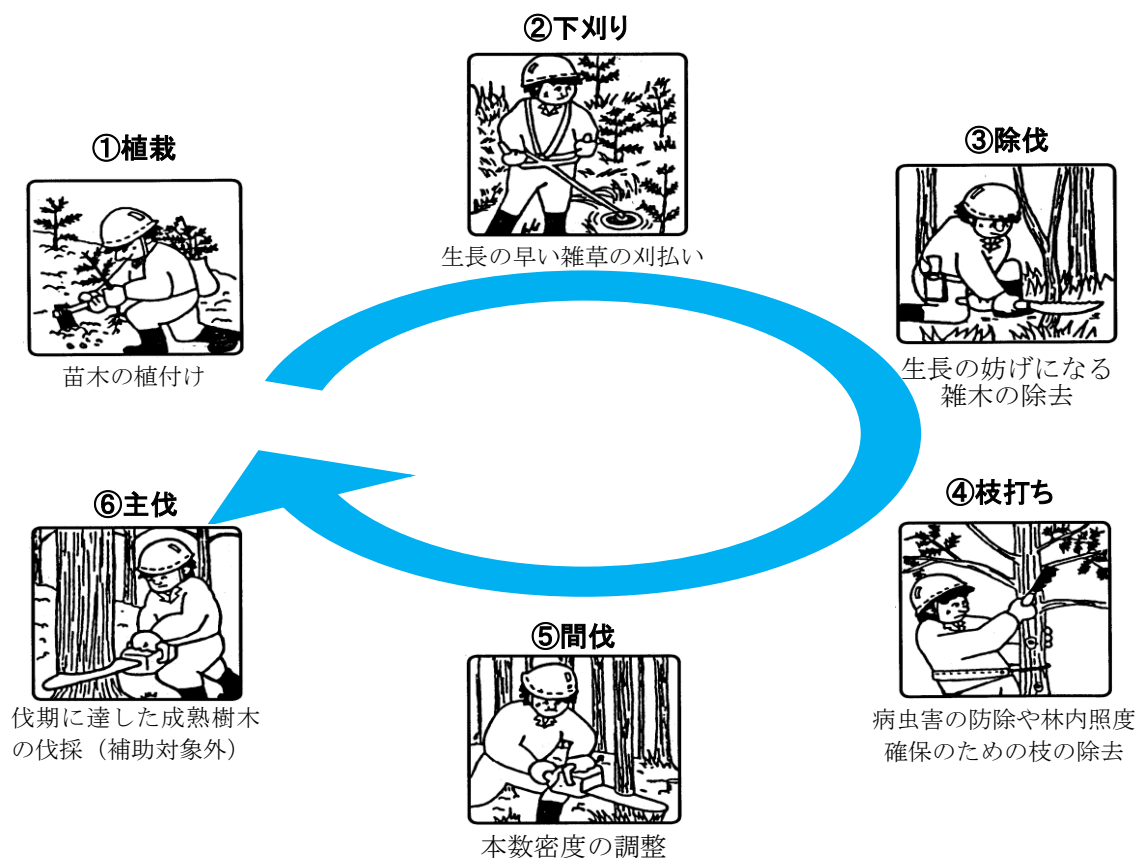


多様な森林づくりを目指して

— 令和8年度信州の森林づくり事業の概要 —



～ 森林づくりで未来につなぐ 森の恵みとゆたかな暮らし ～

長野県

目 次

信州の森林づくり事業の体系	1
信州の森林づくり事業の補助率	2
信州の森林づくり事業 概要	
森林環境保全整備事業	
・ 森林環境保全直接支援事業	3
・ 特定機能回復事業 森林緊急造成	6
被害森林整備	8
林相転換特別対策	10
保全松林緊急保護整備	16
みんなで支える里山整備事業	
・ 防災・減災のための森林整備	18
・ 開かれた里山の整備事業	20
合板・製材生産性強化対策交付金事業	24
林業・木材産業循環成長対策交付金事業	28
県単独森林整備事業	32
林地残材等有効活用支援事業	35
再造林省力化モデル推進事業	38
花粉の少ない森林への転換促進事業	40
林野火災予防対策事業	43

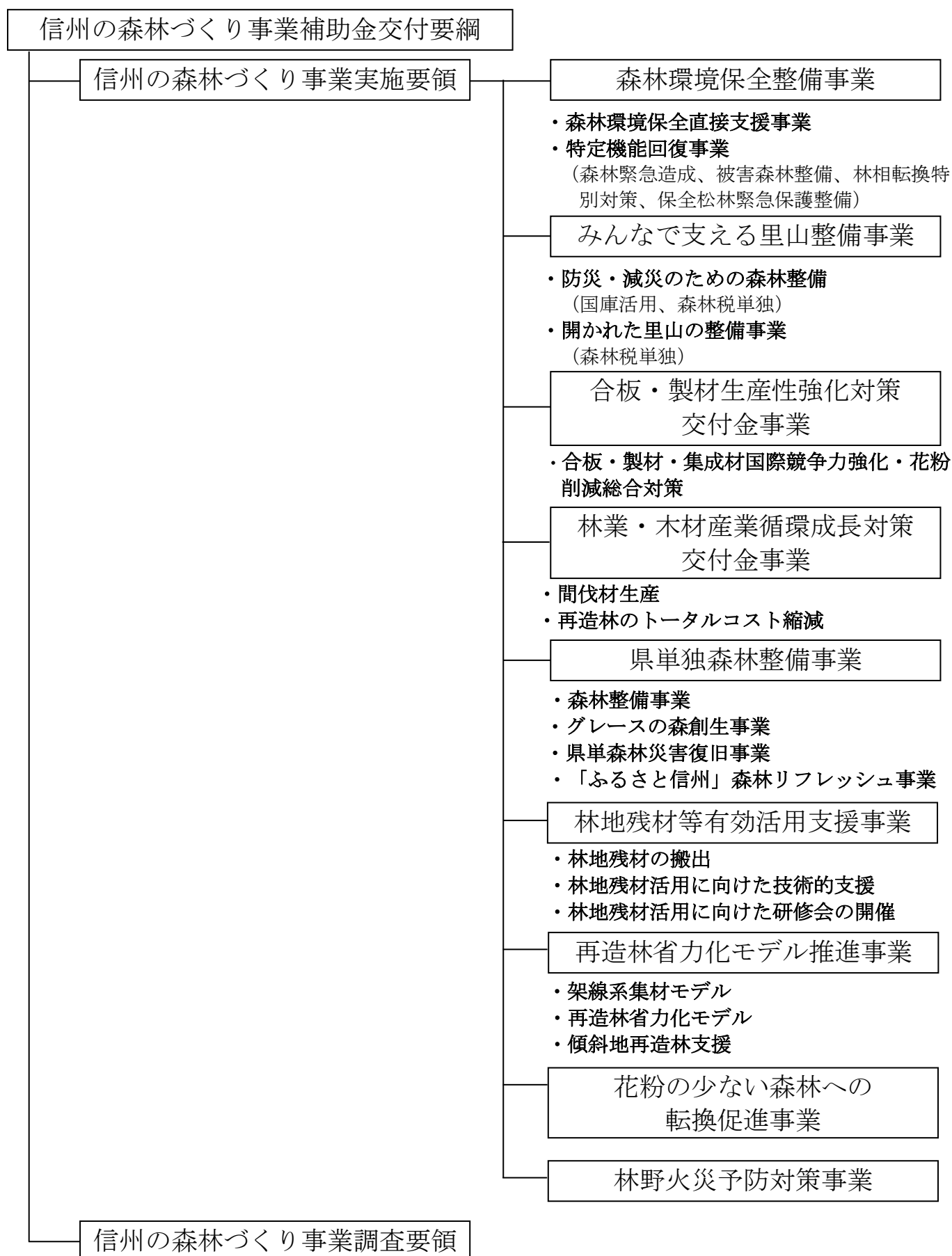
「多様な森林づくりを目指して」の留意事項

本書は、信州の森林づくり事業の制度を規定している要綱及び要領について、要件が多岐にわたるため、制度の概要を把握するものとして活用してください。

実際に補助金交付申請の手続きを行うことを目的とする場合には、下記長野県 HP に公開している要綱及び要領を再度確認してください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shinrin/sangyo/ringyo/seibi/zorin/index.html>

信州の森林づくり事業の体系



信州の森林づくり事業の補助率

事業の種類				査定係数	標準経費(事業費)に対する実質的な補助率			査定経費に対する規定上の補助率			備考			
事業内容		区分	国		県	計	国	県	計					
森林環境保全直接支援事業	森林環境保全直接支援事業	森林経営計画等に基づく事業	通常	170	51%	19%	70%	30%	10%	40%	1%			
			分収林			34%	85%		20%	50%	-			
			1ha当たり2,000本以下の人工造林及び同施行地における3回目までの下刈り等	通常	180	54%	18%		72%	10%	40%	-		
			分収林				36%		90%	20%	50%	-		
			人工造林の嵩上げを行う場合		170	51%	49%		100%	10%	40%	19%		
				180	54%	46%	100%		10%	40%	16%			
		上記以外の事業	通常	90	27%	9%	36%		10%	40%	-			
			分収林			18%	45%		20%	50%	-			
			森林環境保全整備事業	森林緊急造成	保安林及び水源涵養機能維持増進森林・山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	180	54%		18%	72%	30%	10%	40%	-
					市町村公社等				36%	90%		20%	50%	-
	上記以外の森林				通常	90	27%	9%	36%	10%		40%	-	
	市町村公社等	18%		45%	20%			50%	-					
	被害森林整備	通常		170	51%	19%	70%	30%	10%	40%		1%		
		分収林				34%	85%		20%	50%		-		
	林相転換特別対策	花粉発生源対策タイプ		一貫作業並びにそれと一体的に行う付帯施設整備、森林作業道整備及び下刈(3回目まで)更新伐及び人工造林並びにそれらと一体的に行う付帯施設整備、森林作業道整備及び下刈(4回目以降)	通常	180	54%	18%	72%	30%	10%	40%	-	
				人工造林の嵩上げを行う場合	46%			100%	10%		40%	16%		
				通常	170	51%	19%	70%	30%	10%	40%	1%		
		人工造林の嵩上げを行う場合		49%			100%	10%		40%	19%			
		林野火災対策タイプ		通常	180	54%	18%	72%	30%	10%	40%	-		
				人工造林の嵩上げを行う場合			46%	100%		10%	40%	16%		
				野生鳥獣被害対策タイプ	通常	180	54%	18%	72%	30%	10%	40%	-	
		人工造林の嵩上げを行う場合		46%	100%			10%	40%		16%			
		保全松林緊急保護整備			無	50%	20%	70%	50%	20%	70%	-		
	合板・製材生産性強化対策事業(定額補助)				間伐材生産	無	上限定額単価＋間接費	-	上限定額単価＋間接費	-	-	-	-	
					一貫作業システム A：1,517千円/ha ≧ 実行経費(千円/ha) B：1,517千円/ha ≦ 実行経費(千円/ha)	無	A:上 限1,011千円＋間接費 B:上 限758千円＋間接費	-	A:上 限1,011千円＋間接費 B:上 限758千円＋間接費	-	-	-	-	
					低コスト造林 A：1,072千円/ha ≧ 実行経費(千円/ha) B：1,072千円/ha ≦ 実行経費(千円/ha)	無	A:上 限714千円＋間接費 B:上 限536千円＋間接費	-	A:上 限714千円＋間接費 B:上 限536千円＋間接費	-	-	-	-	
					下刈り(同施行地の3回目まで)	無	上 限124千円＋間接費	-	上 限124千円＋間接費	-	-	-	-	
					関連条件整備	作業道(円/㎡)	無	¥2,000	-	¥2,000	-	-	-	-
林業・木材産業循環成長対策交付金事業(定額補助)				間伐材生産	無	上限定額単価＋間接費	-	上限定額単価＋間接費	-	-	-	-		
				再造林のトータルコスト削減 A：1,722千円/ha ≧ 実行経費(千円/ha) B：1,722千円/ha ≦ 実行経費(千円/ha)	無	A:実行経費の2/3 B:実行経費の1/2	-	A:実行経費の2/3 B:実行経費の1/2	-	-	-	-		
				再造林の省力化 A：2,368千円/ha ≧ 実行経費(千円/ha)かつ44人/ha以下 B：2,584千円/ha ≧ 実行経費(千円/ha)かつ38人/ha以下 C：その他	無	A、B:実行経費の2/3 C:実行経費の1/2	-	A、B:実行経費の2/3 C:実行経費の1/2	-	-	-	-		
				つる切(同施行地の2回目まで)	無	実行経費の1/2	-	実行経費の1/2	-	-	-	-		
				関連条件整備	作業道(円/㎡)	無	¥2,000	-	¥2,000	-	-	-	-	
林地残材等有効活用支援事業				-	-	-	A：¥1,700 B：¥1,300 C：¥500	-	-	-	-			
みんなで支える里山整備事業(森林税予算)	防災・減災のための森林整備	国庫活用	保育間伐等	170	51%	39%	90%	30%	10%	40%	13%			
		森林税単独	保育間伐等	-	-	90%	90%	-	-	-	-			
	開かれた里山の整備事業	花木等の植栽等	-	-	90%	90%	-	-	-	-				
県単独森林整備事業		森林整備事業	通常分	-	-	50%	50%	-	-	-	-			
再造林省力化モデル推進事業		架線系集材モデル	-	-	定額	定額	-	-	-	-				
		再造林省力化モデル	-	-	90%	90%	-	-	-	-				
		傾斜地再造林支援	-	-	定額	定額	-	-	-	-				
花粉の少ない森林への転換促進事業		-	定額	-	定額	-	-	-	-					
林野火災予防対策事業		-	実行経費の1/2	-	実行経費の1/2	-	-	-	-					

注1 補助金の計算方法は以下のとおり

$$\left(\begin{array}{l} \text{標準経費} = \text{標準単価} \times (1 + \text{間接費率}) \times \text{事業量} \\ \text{査定経費} = \text{標準経費} \times (\text{査定係数} / 100) \end{array} \right)$$

査定係数「有」・・・

査定係数「無」・・・

$$\text{補助金額} = \text{査定経費} \times \text{査定経費に対する補助率}$$

$$\text{補助金額} = \text{標準経費} \times \text{標準経費に対する補助率}$$

2 合板・製材生産性強化対策事業、林業・木材産業循環成長対策交付金事業の定額補助については実施要領で定めたとおり。

3 森林環境保全直接支援事業において、人工造林(特殊地帯等を除く)原則、長野県主伐・再造林推進ガイドラインに基づき実施したもの)及び同施行地での3回目までの下刈り等に対して嵩上げを実施する。

4 再造林省力化モデル推進事業 架線系集材モデル及び傾斜地再造林支援の定額補助については実施要領で定めたとおり。

5 花粉の少ない森林への転換促進事業の定額補助については実施要領で定めたとおり。

森林環境保全直接支援事業

事業趣旨

森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ森林整備を計画的に推進するとともに、生物多様性の保全等に資する森林整備を推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資するものとする

対象森林

森林経営計画、特定間伐等促進計画等に基づく森林

事業主体

市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、森林法施行令第 11 条第 7 号に規定する特定非営利法人、森林法施行令第 11 条第 8 号に規定する森林所有者の団体、森林経営計画及び森林施業計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画に実施主体に位置づけられた者、森林経営管理法第 36 条第 2 項又は第 44 条第 2 項の規定により県が公表した民間事業体

事業内容

1 補助対象年齢および規模

区分	補助対象年齢														事業規模
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13~18	19~	
人工造林	補助対象														0.1ha 以上 (ただし間伐、更新伐は 0.1ha 以上かつ 10m ³ /ha 以上)
樹下植栽			補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	
下刈り	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象							
雪起こし	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象							
倒木起こし	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象										
枝打ち	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	
除伐	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	
保育間伐	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	
間伐	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	
更新伐	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	補助対象	
付帯施設整備	鳥獣害防止施設等整備														上記と一体的に整備
	林内作業場・林内灌水施設整備														
	林床保全整備														
	荒廃竹林整備														
森林作業道整備															

補助対象：—— 以下該当する場合補助対象：.....

- ・補植は、1,500 本/ha 以下の植栽を行った森林において、気象害等（鳥獣害は除く）による枯損率がおおむね 30% 以上発生した場合に、植栽実施年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内に当初植栽した本数まで 1 回に限り実施可能。なお、山地災害危険地区等においては、鳥獣害防止施設等の改良と一体的に行う場合に限り、気象害等に鳥獣害も含め、1,500 本/ha 以上の植栽を行った森林であっても、補植後の植栽密度が 2,000 本/ha を超えない範囲で実施可能
- ・下刈りは複層林においては下層木が 5 齢級以下、植栽以外の方法で更新した 8 齢級以下（複層林においては下層木が 8 齢級以下）の林分
- ・雪起こしは植栽以外で更新した 8 齢級以下の林分
- ・枝打ちは間伐と一体的に行う 12 齢級以下、更新伐と一体的に行う 18 齢級以下の林分
- ・除伐は 12 齢級以下の天然林
- ・保育間伐は伐採木の胸高直径 18cm 未満の林分
- ・間伐は又は標準伐期齢の 2 倍の齢級以下の林分。また、地域の標準的な施業における本数密度を概ね 5 割上回る林分又は立木の収量比数が 0.95 以上で、12 齢級以下又は標準伐期齢の 2 倍の齢級以下の林分と一体的に実施する林分
- ・更新伐は面的複層林施業及び長期循環施業でない場合の 10 齢級以下の林分
- ・更新伐は標準伐期齢の 2 倍の齢級以下の林分

2 事業内容

人工造林	優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗及びコンテナ苗の植栽を含む。）、播種、施肥、低質林等における前生樹の伐倒、除去
樹下植栽	優良な育成複層林の造成を目的として行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去。 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽）又は播種、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし及び林木の枝葉の除去
下刈り	雑草木の除去
雪起こし	育成しようとする立木の成立本数 30%以上が倒伏した林分で行う雪圧倒伏木の倒木起こし
倒木起こし	気象害等により倒木被害が発生した会計年度および翌年度内に実施する倒伏木の倒木起こし
枝打ち	スギ、ヒノキの林分で雄花の多い立木を主体に、地上おおむね 8m を上限とする枝葉の除去
除伐	過去 5 年以内に国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐、更新伐を実施していない林分において行う不用木の除去、不良木の淘汰
保育間伐	過去 5 年以内に国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐、更新伐を実施していない林分において適正な密度管理を目的に行う不用木の除去、不良木の淘汰
間伐	過去 5 年以内に国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐、更新伐を実施していない林分において適正な密度管理を目的に行う不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積
更新伐	過去 5 年以内に国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐、更新伐を実施していない林分において育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進並びに天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的として行なう不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒及び搬出集積
鳥獣害防止施設等整備	一体的に実施すべき施業の開始時期の 2 年前から実施後 5 年を経過する間に、健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備
林内作業場及び林内かん水施設整備	森林造成・整備に付帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備
林床保全整備	一体的に実施すべき施業の開始時期の 2 年前から実施後 5 年を経過する間に、造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適性維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等
荒廃竹林整備	周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備
森林作業道整備	「森林作業道作設指針について」（平成 22 年 11 月 17 日付け林野庁長官通知）に適合及び長野県森林作業道作設マニュアルを参考にした作業道の開設および改良

3 間伐及び更新伐の面積及び材積要件

	間伐、更新伐
材積	10m ³ /ha 以上
面積	0.1ha 以上

4 森林作業道の先行実施

一体的に実施すべき施業に 2 年（当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合は、これらの計画の期間内）先行して実施することができる

事業の流れ

1 事後申請方式

施業実施後に補助金交付申請を行い、施業完了の確認後に補助金交付・確定が同時に行われる

年度	時期	内容	森林所有者等	事業主体	市町村	地域振興局
前年度	9月上旬まで	事業の委託等	○ →	○		
	9月10日まで	予定調書の提出		○ →	○	
	9月20日まで	予定調書の提出			○ →	○
	随時	事前計画書の提出(※)		○ →		○
当年度	随時	施業着手		○		
	随時	施業完了		○		
	4/20、6/20、8/20、10/20、12/20 まで	補助金交付申請書の提出		○ →		○
	申請後随時	事業調査		○ ←		○
	調査後随時	交付決定及び確定通知		○ ←		○
	調査後随時	請求書の提出		○ →		○
	確定後随時	補助金支払		○ ←		○
	確定後随時	事業の精算	○ ←	○		

※人工造林、保育間伐、間伐、更新伐及び森林作業道整備は着手前に事前計画書の提出が必要

2 計画補助方式

- ・施業着手前に補助金交付申請を行い補助金の交付決定が行われ、施業完了後に確定が行われます
- ・10ha 以上規模又は市町村が実施する間伐及び更新伐等、要領により定めた事業は計画補助方式で申請することが可能です

年度	時期	内容	森林所有者等	事業主体	市町村	地域振興局
前年度	9月上旬まで	事業の委託等	○ →	○		
	9月10日まで	予定調書の提出		○ →	○	
	9月20日まで	予定調書の提出			○ →	○
当年度	随時	事業計画書の提出		○ →		○
	受理後速やかに	計画承認および内示		○ ←		○
	随時	補助金交付申請書の提出		○ →		○
	受理後速やかに	交付決定通知		○ ←		○
	随時	施業着手		○		
	随時（必要に応じて）	事業変更計画書の提出		○ →		○
		変更計画承認および内示		○ ←		○
		変更交付申請書の提出		○ →		○
		変更交付決定		○ ←		○
	随時	施業完了		○		
	完了後速やかに	実績報告書		○ →		○
	申請後随時	事業調査		○ ←		○
	調査後随時	交付決定及び確定通知		○ ←		○
	調査後随時	請求書の提出		○ →		○
	確定後随時	補助金支払		○ ←		○
	確定後随時	事業の精算	○ ←	○		

特定機能回復事業 ～森林緊急造成～

事業趣旨

自然条件等の理由で更新が困難な森林について、自助努力によっては適切な整備が期待できないが、生物多様性の保全等の観点から施業が必要な森林を地方公共団体と森林所有者及び事業主体による協定に基づき、生物多様性の保全等に資する森林整備を推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資するものとする

対象森林

保安林、公益的機能別森林うち水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林であって、協定を締結した森林(注：査定係数 180 の場合)

事業主体

市町村、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、特定非営利活動法人、民間事業者
ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で協定を締結した場合、又は、寄付や分収契約解除等により公有化した森林で実施する場合に限る

事業内容

1 補助対象年齢および規模

区分		補助対象年齢級														事業規模
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13～18	19～	
人工造林		■														0.1ha 以上
樹下植栽				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
下刈り		■	■	■	■	■	■	■	■	■						
雪起こし		■	■	■	■	■	■	■	■							
倒木起こし		■	■	■	■	■										
除伐		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			
付帯施設整備	鳥獣害防止施設等整備															上記と一体的に整備
	林内作業場・林内灌水施設整備															
	林床保全整備															
	荒廃竹林整備															
森林作業道整備																

補助対象：■ 以下該当する場合補助対象：.....

- ・補植は、1,500 本/ha 以下の植栽を行った森林において、気象害等（鳥獣害は除く）による枯損率がおおむね 30% 以上発生した場合に、植栽実施年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内に当初植栽した本数まで 1 回に限り実施可能。なお、山地災害危険地区等においては、鳥獣害防止施設等の改良と一体的に行う場合に限り、気象害等に鳥獣害も含め、1,500 本/ha 以上の植栽を行った森林であっても、補植後の植栽密度が 2,000 本/ha を超えない範囲で実施可能
- ・下刈りは複層林においては下層木が 5 齢級以下、植栽以外の方法で更新した 8 齢級以下（複層林においては下層木が 8 齢級以下）の林分
- ・雪起こしは植栽以外で更新した 8 齢級以下の林分
- ・除伐は 12 齢級以下の天然林

2 事業内容

森林環境保全直接支援事業と同じ（ただし、枝打ち、保育間伐、間伐及び更新伐は除く）

3 事業実施する上で必要な協定**(1) 協定締結者**

①市町村が自ら所有する森林以外で実施する場合：市町村と森林所有者との協定

②市町村以外が自ら所有する森林以外で実施する場合：地方公共団体と森林所有者、事業主体との協定

(2) 協定の内容

本事業の実施後おおむね 10 年間は皆伐を行わない

事業の流れ**1 事後申請方式**

森林環境保全直接支援事業と同じ（ただし、事前計画書の規定は除く）

2 計画補助方式

森林環境保全直接支援事業と同じ

～被害森林整備～

事業趣旨

気象害等の被害を受けた森林にあって、自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林において、地方公共団体及び森林所有者と事業主体による協定に基づき、森林を復旧させるための森林整備を推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資するものとする

対象森林

気象害等の被害を受けた森林において、協定を締結した森林
 ※松くい虫被害森林で行う場合であっては、本数被害率 5% 以上
 森林保全再生整備は林野庁への報告により被害が明らかとなっている箇所を含む林班

事業主体

市町村、森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人、森林経営計画策定者又は民間事業者（ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した場合、又は、寄付や分収契約解除等により公有化した森林で実施する場合に限る。また、森林経営計画策定者は、当該計画の対象森林を含む林班内の森林に限る。）

事業内容

1 補助対象年齢および規模

区分		補助対象年齢級														事業規模
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13～18	19～	
人工造林		■														0.1ha 以上
樹下植栽				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
下刈り		■	■	■	■	■	■	■	■							
雪起こし		■	■	■	■	■	■	■	■							
倒木起こし		■	■	■	■	■										
枝打ち		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
除伐		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
保育間伐		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
更新伐		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
付帯施設整備	鳥獣害防止施設等整備															上記と一体的に整備
	林内作業場・林内灌水施設整備															
	林床保全整備															
	荒廃竹林整備															
森林作業道整備																
森林保全再生整備																

補助対象：■

以下該当する場合補助対象：.....

- ・補植は、1,500 本/ha 以下の植栽を行った森林において、気象害等（鳥獣害は除く）による枯損率がおおむね 30% 以上発生した場合に、植栽実施年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内に当初植栽した本数まで 1 回に限り実施可能。なお、山地災害危険地区等においては、鳥獣害防止施設等の改良と一体的に行う場合に限り、気象害等に鳥獣害も含め、1,500 本/ha 以上の植栽を行った森林であっても、補植後の植栽密度が 2,000 本/ha を超えない範囲で実施可能
- ・下刈りは複層林においては下層木が 5 齢級以下、植栽以外の方法で更新した 8 齢級以下（複層林においては下層木が 8 齢級以下）の林分
- ・雪起こしは植栽以外で更新した 8 齢級以下の林分
- ・枝打ちは更新伐と一体的に行う 18 齢級以下の林分
- ・除伐は 12 齢級以下の天然林
- ・保育間伐は伐採木の胸高直径 18cm 未満の林分
- ・更新伐は面的複層林施業及び長期循環施業でない場合

2 事業内容

下記以外は森林環境保全直接支援事業と同じ（ただし、間伐及び更新伐の搬出集積は除く）

森林保全再生整備	野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備又は誘引捕獲とそれに必要な施設整備等
----------	---

3 事業実施する上で必要な協定

(1) 協定締結者

- ① 市町村が自ら所有する森林以外で実施する場合：市町村と森林所有者との協定
- ② 市町村以外が自ら所有する森林以外で実施する場合：地方公共団体と森林所有者、事業主体との協定

(2) 協定の内容

本事業の実施後おおむね 10 年間は皆伐を行わない

事業の流れ

1 事後申請方式

森林環境保全直接支援事業と同じ（ただし、事前計画書の規定は除く）

2 計画補助方式

森林環境保全直接支援事業と同じ

～林相転換特別対策～ (花粉発生源対策タイプ)

事業趣旨

林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源対策となるスギを主体とする人工林であって、自助努力では伐採・植替えが進まない森林について、地方公共団体及び森林所有者と事業主体による協定に基づき実施する一貫作業等

対象森林

「スギ花粉発生源対策推進方針」に基づき県が設定したスギ人工林伐採重点区域内において、協定を締結した森林

事業主体

市町村、森林所有者、森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人又は民間事業者
(ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合、又は、寄付や分収契約解除等により公有化した森林で実施する場合に限る。)

事業内容

1 補助対象年齢および規模

区分		補助対象年齢														事業規模
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13～18	19～	
一貫作業																1 施行地の面積が 0.1ha 以上。また、一貫作業及び更新伐は 1 伐区当たりの面積の上限はおおむね 2.5ha。植栽本数は 2,000 本/ha 以下を基本とする。
人工造林																
下刈り																
更新伐																上記と一体的に整備
付帯施設等整備	鳥獣害防止施設等整備															
	林内作業場・林内かん水施設整備															
	林床保全整備															
森林作業道整備																

補助対象：

以下該当する場合補助対象：

2 事業内容

下記以外は森林環境保全直接支援事業と同じ（ただし、樹下植栽、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐、荒廃竹林整備は除く。）

一貫作業	過去 5 年以内に国庫補助事業による枝打ち、除伐、保育間伐、間伐、更新伐を実施していない林分において林相転換を目的に行う不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、地拵え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）の各作業を並行又は連続して実施するもの
人工造林	森林環境保全整備直接支援事業に準じる。ただし、植栽については 1 ha 当たり 2,000 本以下を基本とし、「スギ花粉発生源対策推進方針」に定められる花粉の少ない品種及び都道府県において花粉症を発生する恐れが無いと認める樹種に限る

3 事業実施する上で必要な協定

- (1)協定締結者
地方公共団体と森林所有者、事業主体との協定
- (2)協定の内容
本事業の実施後 10 年間は皆伐を行わない

事業の流れ

- 1 事後申請方式
森林環境保全直接支援事業と同じ（ただし、事前計画書の規定は除く）
- 2 計画補助方式
森林環境保全直接支援事業と同じ

(林野火災対策タイプ)

事業趣旨

林野火災の危険度が高い地域において森林の防火機能の向上を図るために林相転換が必要な森林であって、自助努力では伐採・植替えが進まない森林について、地方公共団体及び森林所有者と事業主体による協定に基づき実施する防火林帯整備等

対象森林

林野火災特別地域対策事業の実施について(昭和45年6月16日付け45林野保第215号林野庁長官・消防防第344号消防庁長官通知)に基づく林野火災特別地域内において、協定を締結した森林

事業主体

市町村、森林所有者、森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人又は民間事業者
(ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合、又は、寄付や分収契約解除等により公有化した森林で実施する場合に限る。)

事業内容

1 補助対象年齢および規模

区分	補助対象年齢														事業規模
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13~18	19~	
人工造林	■														0.1ha以上 (ただし間伐、更新伐は0.1ha以上かつ10m3/ha以上)
樹下植栽			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
下刈り	■	■													
雪起こし	■	■	■	■	■										
倒木起こし	■	■	■	■	■										
枝打ち	■	■	■	■	■										
除伐	■	■	■	■	■										
保育間伐	■	■	■	■	■										
防火林帯整備	■	■	■	■	■										
更新伐															
付帯施設整備	鳥獣害防止施設等整備														上記と一体的に整備
	林内作業場・林内灌水施設整備														
	林床保全整備														
	荒廃竹林整備														
	森林作業道整備														

補助対象：■

以下該当する場合補助対象：.....

2 事業内容

下記以外は森林環境保全直接支援事業と同じ(ただし、間伐は除く。)

人工造林、樹下植栽	森林環境保全整備直接支援事業に準じる。ただし、植栽樹種は周辺の森林の主要な構成樹種と異なる樹種とする。
防火林帯造成	防火林帯の整備を目的とする不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木の伐倒、搬出集積とする。

3 事業実施する上で必要な協定

(1)協定締結者

地方公共団体と森林所有者、事業主体との協定

(2)協定の内容

本事業の実施後10年間は皆伐を行わない

事業の流れ**1 事後申請方式**

森林環境保全直接支援事業と同じ（ただし、事前計画書の規定は除く）

2 計画補助方式

森林環境保全直接支援事業と同じ

(野生鳥獣被害対策タイプ)

事業趣旨

野生鳥獣の頭数管理及び棲み分けに取り組む自治体において生息環境整備のための針広混交林化や広葉樹林化、野生鳥獣の生活圏への出没を防ぐことを目的とした緩衝林帯の整備が必要な森林のうち、自助努力では伐採・植替えが進まない森林について、地方公共団体及び森林所有者と事業主体による協定に基づき実施する緩衝林帯整備等

対象森林

・地域の鳥獣被害対策に係る計画等においてツキノワグマの頭数管理及び人の生活圏との棲み分けに係る対策が位置付けられている森林等で、協定を締結した森林

事業主体

市町村、森林所有者、森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人又は民間事業者
(ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合、又は、寄付や分収契約解除等により公有化した森林で実施する場合に限る。)

事業内容

1 補助対象年齢および規模

区分	補助対象年齢														事業規模
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13~18	19~	
人工造林	■														0.1ha以上 (ただし間伐、更新伐は0.1ha以上かつ10m3/ha以上)
樹下植栽			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
下刈り	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
雪起こし	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
倒木起こし	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
枝打ち	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
除伐	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
保育間伐	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
間伐	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
緩衝林帯整備	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
更新伐	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
付帯施設整備	鳥獣害防止施設等整備														上記と一体的に整備
	林内作業場・林内灌水施設整備														
	林床保全整備														
	荒廃竹林整備														
	森林作業道整備														

補助対象： ■ 以下該当する場合補助対象： ■■■■■■

2 事業内容

下記以外は森林環境保全直接支援事業と同じ。

人工造林、樹下植栽	森林環境保全整備直接支援事業に準じる。ただし、植栽樹種はクマ類の生息環境の保全・整備につながる広葉樹とする
緩衝林帯整備	5年以内に同一施行地で国庫補助事業による緩衝林帯整備を実施していない森林で実施する、野生鳥獣被害対策としての緩衝林帯の整備のために行う不用木（侵入地区を含む。）の除去

3 事業実施する上で必要な協定

(1) 協定締結者

地方公共団体と森林所有者、事業主体との協定

(2) 協定の内容

本事業の実施後 10 年間（緩衝林帯の整備を目的とする施業は 5 年間）は皆伐を行わない

事業の流れ

1 事後申請方式

森林環境保全直接支援事業と同じ（ただし、事前計画書の規定は除く）

2 計画補助方式

森林環境保全直接支援事業と同じ

～保全松林緊急保護整備～

事業趣旨

森林病虫害等防除法に掲げる松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、公益的機能の高い健全な松林の整備又は被害を防止するための周辺松林の樹種転換により森林環境の保全に資するものとする

対象森林

「松くい虫被害対策の実施について」（平成9年4月7日付け9林野造第105号林野庁長官通知）に基づく森林

※衛生伐については、本数被害率5%未満

事業主体

市町村、森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人、森林経営計画策定者（ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した場合、又は、寄付や分収契約解除等により公有化した森林で実施する場合に限る。また、森林経営計画策定者は、当該計画の対象森林を含む林班内の森林に限る。）

事業内容

1 補助対象年齢および規模

区分		補助対象年齢														事業規模
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13～18	19～	
人工造林		■														0.1ha以上
樹下植栽		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
下刈り		■	■	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
雪起こし		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
倒木起こし		■	■	■	■	■										
除伐		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
保育間伐		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
衛生伐		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
更新伐		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
付帯施設整備	鳥獣害防止施設等整備	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	上記と一体的に整備
	林内作業場・林内灌水施設整備	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
	林床保全整備	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
	荒廃竹林整備	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
森林作業道整備		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	

補助対象：■ 以下該当する場合補助対象：●

- ・補植は、1,500本/ha以下の植栽を行った森林において、気象害等（鳥獣害は除く）による枯損率がおおむね30%以上発生した場合に、植栽実施年度の翌年度の初日から起算して5年以内に当初植栽した本数まで1回に限り実施可能。なお、山地災害危険地区等においては、鳥獣害防止施設等の改良と一体的に行う場合に限り、気象害等に鳥獣害も含め、1,500本/ha以上の植栽を行った森林であっても、補植後の植栽密度が2,000本/haを超えない範囲で実施可能
- ・下刈りは複層林においては下層木が5齢級以下、植栽以外の方法で更新した8齢級以下（複層林においては下層木が8齢級以下）の林分
- ・雪起こしは植栽以外で更新した8齢級以下の林分
- ・除伐は12齢級以下の天然林
- ・保育間伐は伐採木の胸高直径18cm未満の林分
- ・更新伐は面的複層林施業及び長期循環施業でない場合

2 事業内容

下記以外は森林環境保全直接支援事業と同じ（ただし、間伐は除く）

衛生伐	松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成又は保全を図ることを目的として行う不用木（被害木及び侵入竹を含む。）及び不良木の伐倒、搬出集積、破砕、焼却、薬剤処理
-----	---

事業の流れ

1 事後申請方式

森林環境保全直接支援事業と同じ（ただし、事前計画書の規定は除く）

2 計画申請方式

森林環境保全直接支援事業と同じ

みんなで支える里山整備事業

～防災・減災のための里山整備～

事業趣旨

長野県森林づくり県民税を活用して間伐を面的に推進することにより、集落周辺の里山等の森林の有する多面的機能の回復・維持・増進を図り、森林環境の保全及び防災・減災を図る

対象森林

- 過去にみんなで支える里山整備事業による森林整備を実施していない、民有林（県及び市町村有林を除く）とする（ただし、財産区有林は私有林と一体的に実施する場合に限る）
- 里山整備方針作成について（平成30年5月10日30林政第104号林務部長通知）に基づき、市町村長が作成する里山整備方針（以下、「里山整備方針」という。）に基づく森林
- 里山整備方針が作成前であつては、里山整備方針に取り込むことが明らかな森林

事業主体

国庫活用事業

森林環境保全直接支援事業に準ずる

森林税単独事業

市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、特定非営利法人等、森林所有者の団体、計画策定者等

事業内容

1 補助対象年齢および規模

区分		補助対象年齢														事業規模
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13～18	19～	
国庫活用事業	保育間伐															
	間伐															
	森林作業道整備															上記事業と一体的に実施
	付帯事業（鳥獣害防止施設等整備）															
森林税単独	保育間伐															
	間伐															
	更新伐															
	森林作業道・作業路開設															上記事業と一体的に実施
	付帯施設整備															

補助対象： —————

以下該当する場合補助対象：

2 事業内容

国庫活用事業	保育間伐	森林環境保全直接支援事業の保育間伐に準ずる
	間伐	森林環境保全直接支援事業の間伐に準ずる
	森林作業道整備	森林環境保全直接支援事業の森林作業道整備に準ずる
	付帯事業（鳥獣害防止施設等整備）	森林環境保全整備事業の付帯事業（鳥獣害防止施設等整備）に準ずる

森林税単独	保育間伐	防災・減災のための不用木の除去、不良木の淘汰
	間伐	防災・減災のための不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積
	更新伐	アカマツ林における天然更新を目的とした不用木の除去、不良木の淘汰及び搬出集積
	森林作業道・作業路開設	森林税単独間伐で伐採した材の搬出に必要な森林作業道及び作業路開設
	付帯施設整備	本体事業と一体的に実施する地域振興局長が必要と認めた事業（つる切り、電線等に掛かる立木処理、その他局長が必要と認める作業） なお実施にあたっては地域振興局長との事前協議が必要

事業の流れ

1 事後申請方式

施業実施後に補助金交付申請を行い、施業完了の確認後に補助金交付・確定が同時に行われます

年度	時期	内容	森林所有者等	事業主体	市町村	地域振興局
随時		里山整備方針の作成			○	
前年度	9月上旬まで	事業の委託等	○	→ ○		
	9月10日まで	予定調書の提出		○	→ ○	
	9月20日まで	予定調書の提出			○	→ ○
	随時	事前計画書の提出（※）		○	→	○
当年度	随時	施業着手		○		
	随時	施業完了		○		
	4/20、6/20、8/20、10/20、12/20まで	補助金交付申請書の提出		○	→	○
	申請後随時	事業調査		○	←	○
	調査後随時	交付決定及び確定通知		○	←	○
	調査後随時	請求書の提出		○	→	○
	確定後随時	補助金支払		○	←	○
	確定後随時	事業の精算	○	←	○	

※着手前に事前計画書の提出が必要

補助金額

○標準単価方式

標準単価×間接費率×実面積＝標準経費（千円未満切捨て）

標準経費×補助率＝補助金額（百円未満切捨て）

○実行経費方式（付帯事業で標準単価の設定がないもの）

実行経費（千円未満切捨て）×補助率＝補助金額（百円未満切捨て）

～開かれた里山の整備事業～

事業趣旨

第3期森林税の取組を通じ、長野県ふるさとの森林づくり条例による里山整備利用地域の認定が県内各地において進み、地域住民等の協働による活動が活発に行われるようになった

これらの活動が今後更に自立的・持続的なものとして定着するよう、必要な体制整備を後押しするとともに、より多くの県民が里山の森林に親しむことができるよう「開かれた里山」の整備を推進する

対象森林

長野県ふるさとの森林づくり条例第26条1項に規定する里山整備利用地域内の民有林（県及び市町村有林を除く）

事業主体

里山整備利用推進協議会（長野県ふるさとの森林づくり条例第26条2項に規定するものをいう。）又は里山整備利用推進協議会の構成員

事業内容

1 事業内容

「開かれた里山の整備・利用計画」に基づいて行われる、花木等の植栽、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、修景林間整備、つる切り、竹林整備、その他整備及び付帯施設の設置

2 事業実施する上で必要な協定

本事業の実施は、長野県ふるさとの森林づくり条例第27条に規定する里山利用協定を締結していること

（1）協定締結者

地域振興局長、里山の整備又は利用を行おうとする者及び森林所有者の3者

（2）協定期間

事業実施の翌年度から起算して10年間

（3）協定の主な内容

- ・協定期間内は森林以外への転用及び皆伐は行わない
- ・協定締結後は、長期施業委託の締結等、事業実施後も適正な森林管理に努めること

3 補助対象年齢および規模

区分		補助対象年齢														事業規模
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13～18	19～	
花木等の植栽																0.1ha 以上
下刈り																
雪起こし																
倒木起こし																
枝打ち																
修景林間整備							(下刈り)									
つる切り																
竹林整備																
その他整備																
付帯施設	森林作業道整備															—
	簡易作業路整備															
	歩道整備・補修															
	鳥獣害防止施設等整備															

補助対象：

以下該当する場合補助対象：

- ・下刈りのうち複層林においては下層木が5齢級以下の林分
- ・雪起こしのうち植栽以外の更新においては8齢級以下の林分

4 施業内容及び基準

施業区分		施業内容	基準
花木等の植栽		開かれた里山の造成を目的として行う地拵え、植栽	○地拵えを実施した施行地においては、当該地拵えを実施した年度又はその翌年度内に植栽又は播種を実施するものとする。
下刈り		雑草木の除去	○令和4年度までに実施したみんなで支える里山整備事業（県民協働による里山整備）で植栽した箇所2齢級（複層林は5齢級）以下の林分で行うものとする。（「開かれた里山の整備・利用計画」は不要。）
雪起こし		雪圧倒伏木の倒木起こし（倒木起こしに該当するものを除く。）	○植栽により更新した5齢級以下の林分、又はその他の方法により更新した8齢級以下の林分で行うものとする。 ○30%以上が倒伏した林分を対象とする。
倒木起こし		火災、気象害、病虫害等による倒伏木の倒木起こし	○植栽により更新した5齢級以下の林分において行うものとする。 ○倒木被害の発生した会計年度及び翌年度内とするものとする。 ○30%以上が倒伏した林分を対象とする。
枝打ち		林木の枝葉の除去	○残存木の60%以上で実施すること。
修景林間整備		雑草木の除去、不用木（侵入竹も含む。）の除去、不良木の淘汰、枯損木除去、危険木除去、搬出集積	○開かれた里山の造成・保全を目的として行う森林景観整備又は森林利活用場の造成、緩衝帯の整備等とする。 ○下刈り ・植栽により更新した場合は2齢級（複層林は5齢級）以下、その他の方法で更新した場合は8齢級以下の林分で行うものとする。 ○除間伐 ・不用木の除去のみ行う場合は、原則として不用木を全て除去するものとする。 ・本数間伐率は20%以上（豪雪地帯対策特別措置法に基づく長野県総合雪対策計画において指定された特別豪雪市町村および気象害の発生が明らかに予測される場合は、立木本数の10%以上）とする。 ・過去5年以内に同一施行地において除伐、保育間伐、間伐、更新伐又は修景林間整備を実施していない場合に補助対象とする。 ○搬出間伐 ・伐採木の搬出を伴う間伐とする。 ・本数間伐率は概ね20%以上（豪雪地帯対策特別措置法に基づく長野県総合雪対策計画において指定された特別豪雪市町村および気象害の発生が明らかに予測される場合は、立木本数の10%以上）とする。 ・過去5年以内に同一施行地において除伐、保育間伐、間伐、更新伐又は修景林間整備を実施していない場合に補助対象とする。 ○危険木等処理 ・単木単位で実施する。
つる切り		つる類の除去	○植栽木の梢頭部や樹幹の損傷・折損、樹冠部の被圧などの被害防止又は林内における作業性の向上を目的に行うものとする。 ○実施率が100%以上であること。
竹林整備		侵入竹や不用木竹除去	○森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備または竹林利用のために行うものとする。 ○本数伐採率が20%以上であること。
その他整備		目的の達成に必要な播種、施肥、不良木の伐倒、伐採木の搬出集積、看板設置等	○目的達成に必要であって、上記の施業に該当しない施業とする。
付帯施設	森林作業道整備	森林作業道の開設	○開かれた里山の整備又は利用に必要な作業道の開設とする。 ○継続的に使用され、かつ、森林作業道作設マニュアルを参考にしたもの。
	簡易作業路整備	簡易作業路の開設	○開かれた里山の整備又は利用に必要な作業道の開設とする。
	歩道整備・補修	歩道の整備・補修	○開かれた里山の整備又は利用に必要な歩道の整備・補修とする。
	鳥獣害防止施設等整備	忌避剤、殺鼠材、防護柵、食害防止施設、剥皮防止テープ	○開かれた里山の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図る。 ○令和4年度までに実施したみんなで支える里山整備事業（県民協働による里山整備）で植栽した箇所で行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図る。（「開かれた里山の整備・利用計画」は不要。）

5 補助対象とならないもの

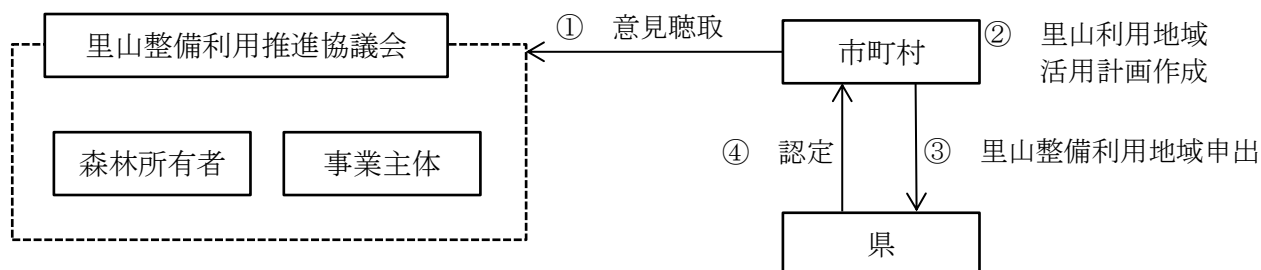
- 当該年度に同一施行地において県又は国、市町村の補助金等の交付を受けた事業
- 分担金又は負担金としての市町村支援事業
- 宗教的活動に関する事業
- 政治的活動に関する事業
- 公序良俗に反する事業
- 特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業
- 県又は国の支出する支出金及び補助金等の交付を受けた施行地の維持管理にあたる事業

6 補助事業の間隔

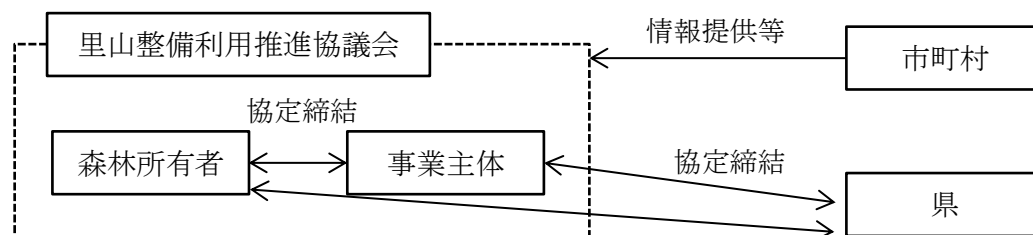
- 修景林間整備は、過去5年以内に同一施行地において除伐、保育間伐、間伐、更新伐又は修景林間整備を実施していない場合補助対象とする
- 花木等の植栽、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、つる切り、その他整備については、過去に同一施行地においてみんなで支える里山整備事業による同一施業を実施していない場合補助対象とする

事業の流れ

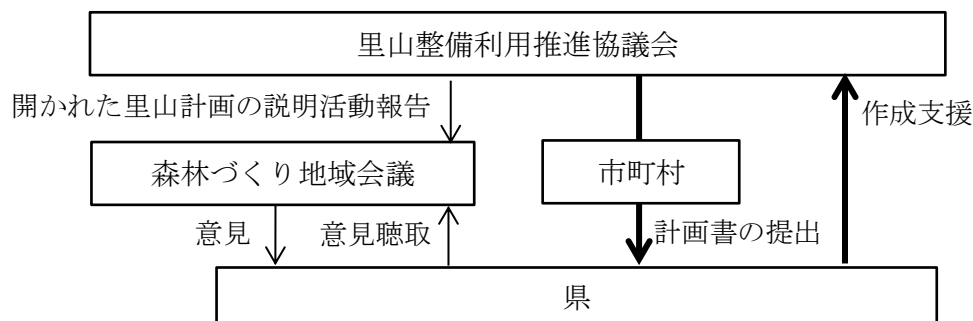
1 里山整備利用地域の認定



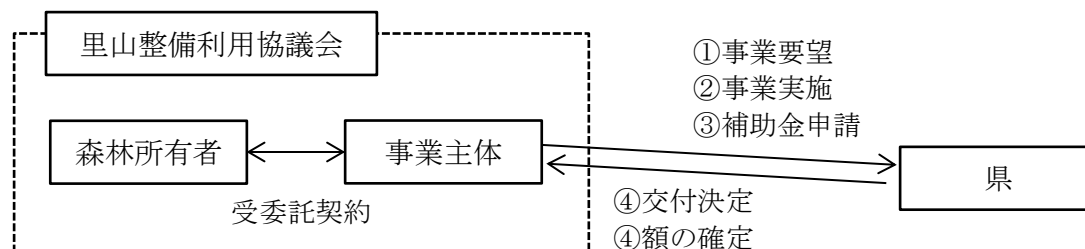
2 里山利用協定の締結



3 開かれた里山の整備・利用計画の承認



4 実施計画の作成及び交付申請



補助金額

補助対象事業費の算出は以下による

○標準単価方式（単価協議によるものも含む）

標準単価×間接費率×実面積＝標準経費（千円未満切捨て）

標準経費×補助率＝補助金額（百円未満切捨て）

○標準経費と実行経費の比較による算出

市町村が請負に付して実行した事業に係る補助金額は、実行経費（千円未満切捨て）と上記標準単価方式を比較し、どちらか低い額に補助率を乗じて算出

合板・製材生産性強化対策交付金事業

事業趣旨

地域材の競争力強化に向け、県が定める体質強化・花粉削減計画に基づき、合板・製材工場等に向けて原木を安定的に供給するための間伐材の生産及び路網整備等を一体的に実施し、生産性向上等の体質強化を図る

また国民的な社会問題となっている花粉症の解決に向けた花粉の発生源であるスギ人工林を減らす取組を支援する

対象森林

原則、森林経営計画に基づく森林

※花粉削減事業については、スギ人工林伐採重点区域内の森林

事業主体

体質強化・花粉削減計画に明記された市町村、森林整備法人及び選定経営体（注 1）

事業内容

1 補助対象年齢および規模

区分				補助対象年齢														事業規模
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13 ～ 18	19 ～	
合板製材事業	間伐材生産	間伐材の生産															0.1ha 以上かつ 10m3/ha 以上	
		里山林の整備															上記事業 と一体的 に実施	
		関連条件整備活動	森林作業 道整備															
	鳥獣害防 止施設等 整備																	
	再造林の低コスト化	一貫作業システム															0.1ha 以上	
		低コスト造林																
		下刈り																
		機械器具整備															上記事業 と一体的 に実施	
		関連条件整備活動	森林作業 道整備															
鳥獣害防 止施設等 整備																		
花粉削減事業	再造林の低コスト化	一貫作業システム															0.1ha 以上	
		低コスト造林																
		下刈り																
		機械器具整備															上記事業 と一体的 に実施	
		関連条件整備活動	森林作業 道整備															
			鳥獣害防 止施設等 整備															

補助対象：—— 以下該当する場合補助対象：.....

- ・間伐は地域の標準的な施業における本数密度を概ね 5 割上回る林分又は立木の収量比数が 0.95 以上の林分
- ・間伐及び更新伐は森林経営計画に基づく場合で標準伐期齢の 2 倍の年齢以下の林分

2 事業内容

間伐材生産	過去5年以内に国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐、更新伐を実施していない林分において、木材安定供給計画の対象となる木材加工施設へ（＝間伐材の生産）、又は木質バイオマスエネルギー転換促進計画の対象となる木質バイオマス発電所等へ（＝里山林の整備）、間伐材等を供給するための不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積
森林作業道整備	「森林作業道作設指針について」（平成22年11月17日付け林野庁長官通知）に適合及び長野県森林作業道作設マニュアルを参考にした作業道の開設
鳥獣害防止施設等整備	健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備
一貫作業システム	一貫作業による人工造林の実施に要する末木枝条の集材（主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。幹部分の集材は含まない。）、地拵え、苗木運搬及び植栽
低コスト造林	大苗・エリートツリー等を活用した低密度植栽、ドローンによる苗木運搬を導入した造林、早生樹造林、その他局長が妥当と認めた効率化・低コスト化に資する技術を導入した人工造林の実施に要する地拵え、苗木運搬及び植栽
下刈り	一貫作業システム及び低コスト造林により更新した林分で行う下刈り
機械器具整備	一貫作業システム、低コスト造林、下刈りの実施に必要な機械器具の整備

注1）「林業経営体の育成について」（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知）に基づき選定された林業経営体

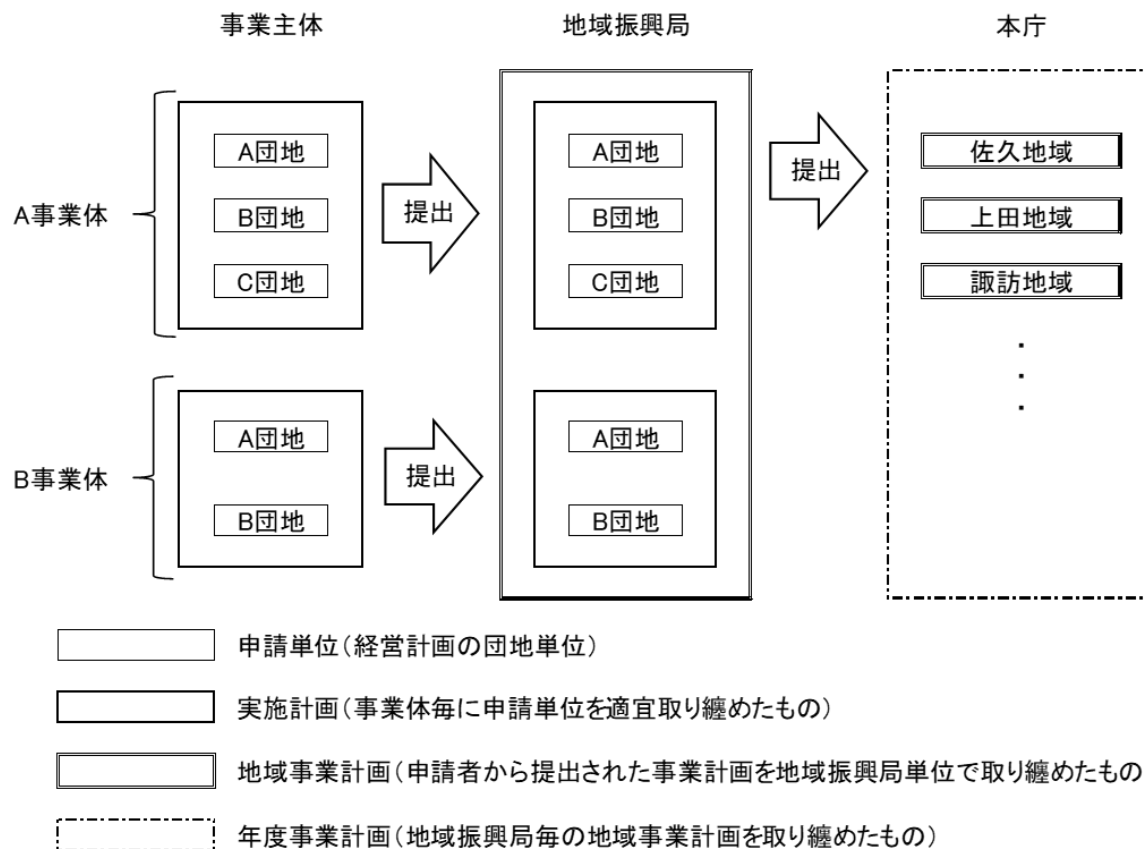
事業の流れ

1 計画補助方式

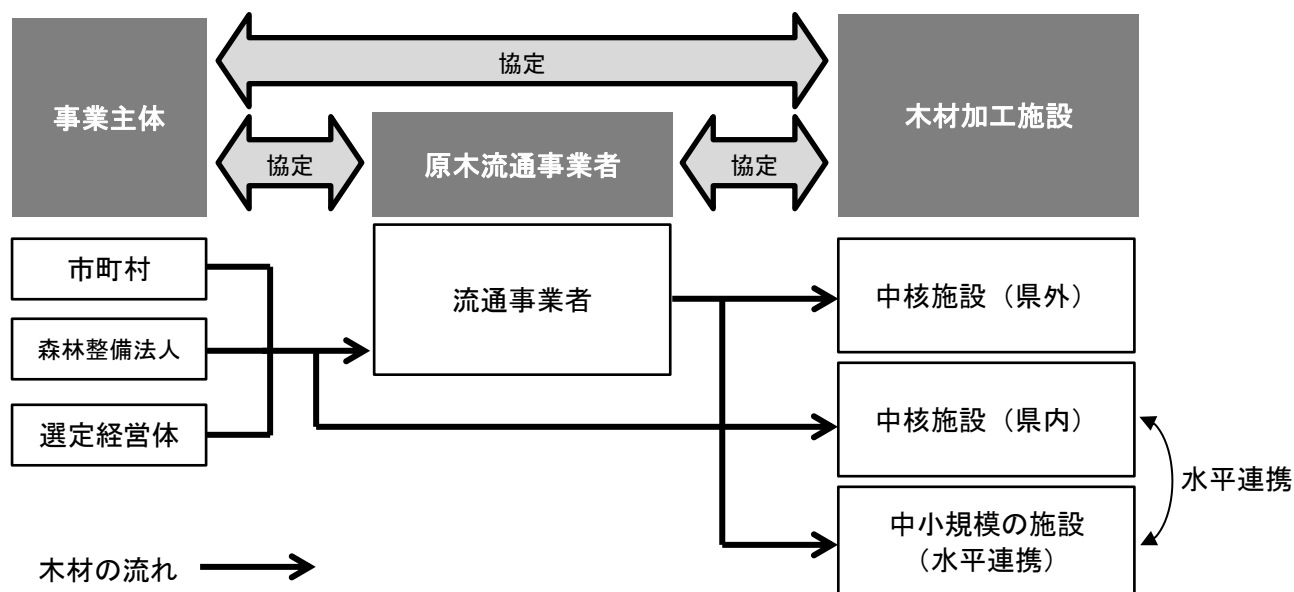
施業種及び規模を問わず全て事前申請方式となる

時期	内容	森林所有者等	事業主体	市町村	地域振興局
着手前	事業の委託等	○	→ ○		
知事が定める日まで	事業実施計画書の提出		○	→ ○	
受理後速やかに	計画承認および内示		○	←	○
受理後適宜	地域事業計画の作成				○
随時	補助金交付申請書の提出		○	→ ○	
受理後速やかに	交付決定通知		○	←	○
随時	施業着手		○		
随時（必要に応じて）	事業変更計画書の提出		○	→ ○	
	変更計画承認および内示		○	←	○
	変更交付申請書の提出		○	→ ○	
	変更交付決定		○	←	○
随時	施業完了		○		
完了後速やかに	実績報告書		○	→ ○	
申請後随時	事業調査		○	←	○
調査後随時	交付決定及び確定通知		○	←	○
調査後随時	請求書の提出		○	→ ○	
確定後随時	補助金支払		○	←	○
確定後随時	事業の精算	○	← ○		

2 計画の全体イメージ



3 原木供給及び協定イメージ図



※事業主体及び木材加工施設の詳細については、地域振興局にご確認ください

※原木流通事業者は体質強化計画記載の事業者以外でも可能です

補助金額

補助金額は、次より算出された額（百円未満切捨て。以下「定額」という。）と補助事業の実行に要した経費（百円未満切り捨て。以下「実行経費」という。）を比較によりいずれか低い額とする

1 間伐材生産

事業費（直接費及び間接費）相当分の定額
 $\text{定額単価} \times (1 + \text{間接費率}) \times \text{事業量（百円未満切捨）}$

2 森林作業道整備

定額は、事業単位ごとの森林作業道の開設延長の合計に定額単価（1 m 当たり 2,000 円）を乗じて求める。

3 関連条件整備（鳥獣害防止施設等）

$\text{定額単価（標準単価} \times (1 + \text{間接費率}) \times 1/2) \times \text{事業量（百円未満切捨）}$

4 一貫作業システム

事業費（直接費及び間接費）相当分の定額
 $\text{定額単価} \times (1 + \text{間接費率}) \times \text{事業量（百円未満切捨）}$

5 低コスト造林

事業費（直接費及び間接費）相当分の定額
 $\text{定額単価} \times (1 + \text{間接費率}) \times \text{事業量（百円未満切捨）}$

6 下刈り

事業費（直接費及び間接費）相当分の定額
 $\text{定額単価} \times (1 + \text{間接費率}) \times \text{事業量（百円未満切捨）}$

7 機械器具の整備

機械器具一式に係る単価は 1,000 千円を上限とし、定額の単価はその単価に 4～6 の国費充当率を乗じて定める

補助金額は定額の単価上限に数量を乗じた金額を上限とする

林業・木材産業循環成長対策交付金事業

事業趣旨

林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させ、人々が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受できるようにすることを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」の実現を図る

対象森林

生産基盤強化区域又は市町村森林整備計画に定める特に効率的な施業が可能な森林の区域であって、原則、森林経営計画に基づく森林

事業主体

市町村、森林整備法人及び選定経営体

事業内容

1 補助対象年齢および規模

区分			補助対象年齢														事業規模
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13～18	19～	
間伐材生産	間伐材生産																0.1ha 以上、10 m ³ /ha 以上
	関連条件整備活動	森林作業道整備															上記と一体的に実施
		鳥獣害防止施設等整備															
省力・低コスト再造林対策	省力・低コスト造林の支援	再造林のトータルコスト縮減															
		再造林の省力化															0.1ha 以上
		つる切															
	機械器具の整備																低コスト造林の支援の実施に必要な機械器具の整備
	関連条件整備	森林作業道整備															上記と一体的に実施
		鳥獣害防止施設等整備															

補助対象：

以下該当する場合補助対象：

2 事業内容

間伐材生産	生産基盤強化区域又は市町村森林整備計画に定める特に効率的な施業が可能な森林の区域であって、森林の集積・集約化に取り組む森林で行う不用木の除去（侵入竹を含む。）、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することによる本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。）、支障木やあばれ木等の伐倒、造材、集材、搬出・集積及び積み込み、その他付帯施設整備
森林作業道整備	「森林作業道作設指針について」（平成 22 年 11 月 17 日付け林野庁長官通知）に適合及び長野県森林作業道作設マニュアルを参考にした森林作業道の開設
鳥獣害防止施設等整備	健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備
再造林のトータルコスト削減	大苗やエリートツリーの活用等によるトータルコストの削減が見込まれる人工造林とし、施業内容は末木枝条等の搬出（主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限定、伐倒及び幹の搬出集積は含まない。）、地拵え及び植栽（苗木代及び苗木運搬を含む）及び下刈
再造林の省力化	大苗・エリートツリー等を活用した低密度植栽、ドローンによる苗木運搬や自走式下刈機械等、省力化に資する技術を導入した人工造林とし、施業内容は末木枝条等の搬出（主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限定、伐倒及び幹の搬出集積は含まない。）、地拵え及び植栽（苗木代及び苗木運搬を含む）及び下刈
つる切	3 齢級以下の林分で行うつる切
機械器具の整備	一貫作業システム、低コスト造林、下刈りの実施に必要な機械器具の整備

事業の流れ

1 計画補助方式

施業種及び規模を問わず全て事前申請方式となる。

年度	時期	内容	森林所有者等	事業主体	市町村	地域振興局
随時	随時	生産基盤強化区域の設定依頼		○ →	○ →	○
		生産基盤強化区域の設定				○
前年度	9 月上旬まで	事業の委託等	○ →	○		
	9 月 10 日まで	予定調書の提出		○ →	○	
	9 月 20 日まで	予定調書の提出			○ →	○
当年度	随時	事業計画書の提出		○ →		○
	受理後速やかに	計画承認および内示		○ ←		○
	随時	補助金交付申請書の提出		○ →		○
	受理後速やかに	交付決定通知		○ ←		○
	随時	施業着手		○		
	随時（必要に応じて）	事業変更計画書の提出		○ →		○
		変更計画承認および内示		○ ←		○
		変更交付申請書の提出		○ →		○
		変更交付決定		○ ←		○
	随時	施業完了		○		
	完了後速やかに	実績報告書		○ →		○
	申請後随時	事業調査		○ ←		○
	調査後随時	交付決定及び確定通知		○ ←		○
	調査後随時	請求書の提出		○ →		○
	確定後随時	補助金支払		○ ←		○
	確定後随時	事業の精算	○ ←	○		

2 生産基盤強化区域及び特に効率的な施業が可能な森林の区域

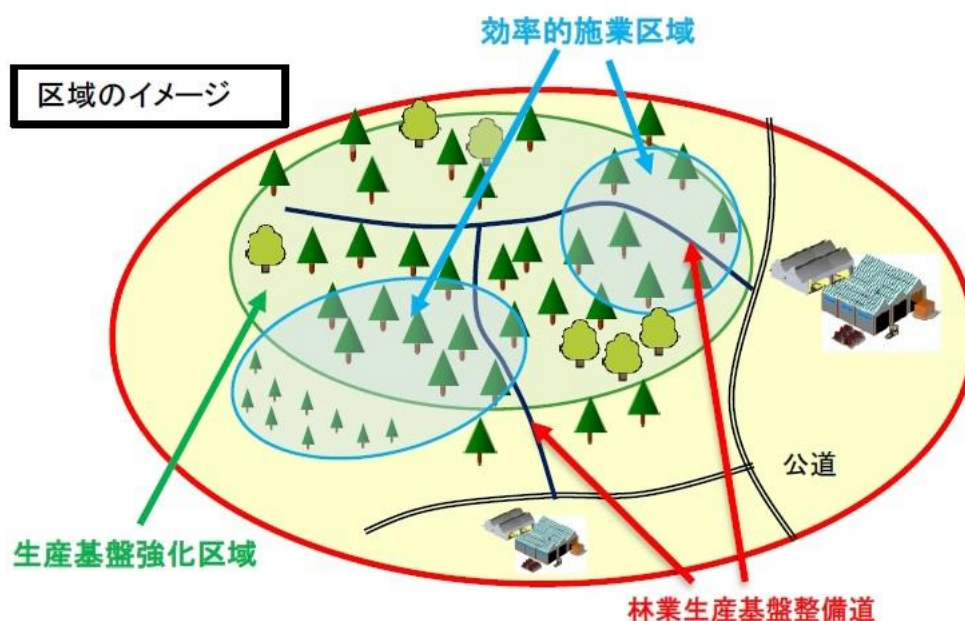
(1) 生産基盤強化区域の基準

- 合板・製材工場等の集荷圏
- 人工林の蓄積のうち標準伐期以上の蓄積量の占める割合が5割以上
- 合理的な森林施業を行うことのできる一定のまとまりを持った範囲とし、尾根や谷などで囲まれて自然地形を単位に、100ha 以上を目安
- 意欲と能力のある林業経営者による循環利用が見込まれる森林

(2) 特に効率的な施業が可能な森林の区域の特定

- 市町村森林整備計画において、木材生産機能維持増進森林のうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からの距離や集落からの距離等の社会的条件等を勘案して特定した森林

(3) 生産基盤強化区域及び特に効率的な施業が可能な森林の区域のイメージ



補助金額

補助金額は、以下の方法により算出された額とする

1 間伐材生産

以下により算出された額（以下「定額」という。）と補助事業の実行に要した経費（以下「実行経費」という。）のうちいずれか低い額

定額単価 × (1 + 間接費率) × 事業量 (百円未満切捨)

2 森林作業道整備

事業単位ごとの森林作業道の開設延長の合計に定額単価 (1 m 当たり 2,000 円) を乗じた額と実行経費のうちいずれか低い額

3 関連条件整備 (鳥獣害防止施設等)

定額と実行経費のうちいずれか低い額

定額単価 (標準単価 × (1 + 間接費率) × 1/2) × 事業量 (百円未満切捨)

4 再造林のトータルコスト縮減

下刈終了までの事業費が 1,722 千円/ha 以下の場合は、実行経費の 2/3

下刈終了までの事業費が 1,722 千円/ha 以上の場合は、実行経費の 1/2

5 再造林の省力化

下刈終了までの事業費が 2,368 千円/ha 以下かつ人工数の合計が 44 人工/ha 以下の場合、または下刈終了までの事業費が 2,584 千円/ha 以下かつ人工数の合計が 38 人工/ha の場合は、実行経費の 2/3

上記以外の場合は、実行経費の 1/2

6 つる切

実行経費の 1/2

7 機械器具の整備

機械器具の購入又は賃借料、それらの運送料等に係る経費（実行経費）

補助率は本体事業に準ずる

実行経費×補助率（百円未満切捨）

県単独森林整備

事業趣旨

国庫補助の対象とならない間伐等の森林整備を推進し、森林の多面的機能の発揮を図る

対象森林

民有林（県有林及び市町村有林を除く）

※森林法第5条に定める地域森林計画対象森林でない場合は、事業完了後速やかに計画対象森林へ編入すること

※補植については、市町村有林も対象

事業主体

市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、森林法施行令第11条第7号に規定する特定非営利法人、森林法施行令第11条第8号に規定する森林所有者の団体、森林経営計画及び森林施業計画の認定を受けた者等

事業内容

1 補助対象年齢および規模

①森林整備事業

区分	補助対象年齢級															事業規模
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13～18	19～		
間伐															0.1ha以上	
枝打ち															0.05ha以上	
つる切り																
修景林間整備																
竹林整備																
無立木地造林															概ね100m以上	
森林作業道及び簡易作業路開設・補修																
歩道整備・補修																
樹下植栽															0.1ha以上	
枝条処理															1本単位	
倒木整理																
補植															0.1ha以上	

補助対象：――

②グレースの森創生事業

区分	補助対象年齢級														事業規模
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13～18	19～	
除・間伐 植栽・保育等 看板等設置															0.1ha 以上

補助対象：――

③県単森林災害復旧事業

補助対象年齢級																事業 規模
区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13～18	19～		
倒木・折損木整理															0.1ha 以上	
倒木起こし																

補助対象：――

④「ふるさと信州」森林リフレッシュ事業

区分	補助対象年齢														事業規模
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13～18	19～	
修景林間整備															0.05ha以上

補助対象： 

2 事業内容

①森林整備事業

間伐	過去5年以内に信州の森林づくり事業による除伐、保育間伐、間伐、更新伐を実施していない林分において行う不良木の淘汰 本数間伐率で概ね 20%以上（豪雪地帯等は 10%以上）
枝打ち	間伐等と合わせて実施する枝打ち
つる切り	1～9 年齢級の林分で実施するつる切り
修景林間整備	森林景観整備又は通学路の安全確保のため、局長が特に必要と認めた箇所で行う不良木淘汰、不用木（枯損木）処理
竹林整備	不用木竹の除去 本数伐採率が概ね 20%以上であること
無立木地造林	耕作放棄地で行う 2,000 本/ha 以上の広葉樹植栽 （伐採跡地等への再造林は補助対象外）
森林作業道及び簡易作業路開設・補修	森林整備の実施に必要な簡易作業路の開設及び補修
歩道整備・補修	森林整備の実施に必要な間伐材を利用した歩道整備及び補修
樹下植栽	前年度又は当年度に本数伐採 20%以上の間伐を実施した箇所で行う樹下植栽
枝条処理	松くい虫被害の拡大を助長する恐れがあるアカマツ林において、原則として信州の森林づくり事業等における搬出間伐実施後の直径 3 cm 以上の林地残材及び枝条の破碎、焼却、被覆等処理
倒木整理	風倒木等の被害木を玉切り、整理 単木単位で実施
補植	植栽の実施の翌年度から起算して 5 年以内に当初植栽した本数までの追加的な植栽

②グレースの森創生事業

除・間伐 植栽・保育等 看板等設置	林木の健全な成長の促進を目的とした間伐を主体とした森林整備及び看板の設置などの付帯施設整備
-------------------------	---

③県単森林被害復旧事業

倒木・折損木整理 倒木起こし	国庫補助の対象とならない森林において、気象害等による倒伏木・折損木の整理及び倒木起こし
-------------------	---

④「ふるさと信州」森林リフレッシュ事業

修景林間整備	森林景観整備又は通学路の安全確保のため、所長が特に必要と認めた箇所であること。原則として不用木（育成しようとする樹木以外の木竹）を全て除去すること。（不良木の淘汰（育成しようとする樹木の間伐）の実施の有無は問わない。） 国庫補助の対象とならない森林において、気象害等による倒伏木・折損木の整理及び倒木起こし
--------	--

事業の流れ

1 事後申請方式（森林整備事業、県単森林災害復旧事業及び「ふるさと信州」森林リフレッシュ事業）

施業実施後に補助金交付申請を行い、施業完了の確認後に補助金交付・確定が同時に行われます

年度	時期	内容	森林所有者等	事業主体	市町村	地域振興局
前年度	9月上旬まで	事業の委託等	○	→ ○		
	9月10日まで	予定調書の提出		○	→ ○	
	9月20日まで	予定調書の提出			○	→ ○
	随時	事前計画書の提出(※)		○		→ ○
当年度	随時	施業着手		○		
	随時	施業完了		○		
	4/20、6/20、8/20、10/20、12/20まで	補助金交付申請書の提出		○		→ ○
	申請後随時	事業調査		○	←	○
	調査後随時	交付決定及び確定通知		○	←	○
	調査後随時	請求書の提出		○		→ ○
	確定後随時	補助金支払		○	←	○
	確定後随時	事業の精算	○	← ○		

※着手前に事前計画書の提出が必要

2 計画補助方式（グレースの森創生事業）

施業着手前に補助金交付申請を行い補助金の交付決定が行われ、施業完了後に確定が行われます

年度	時期	内容	森林所有者等	事業主体	市町村	地域振興局
前年度	9月上旬まで	事業の委託等	○	→ ○		
	9月10日まで	予定調書の提出		○	→ ○	
	9月20日まで	予定調書の提出			○	→ ○
当年度	随時	森林整備に関する協定の締結	○		→ ○	
	随時	事業計画書の提出		○		→ ○
	受理後速やかに	計画承認および内示		○	←	○
	随時	補助金交付申請書の提出		○		→ ○
	受理後速やかに	交付決定通知		○	←	○
	随時	施業着手		○		
	随時（必要に応じて）	事業変更計画書の提出		○		→ ○
		変更計画承認および内示		○	←	○
		変更交付申請書の提出		○		→ ○
		変更交付決定		○	←	○
	随時	施業完了		○		
	完了後速やかに	実績報告書		○		→ ○
	申請後随時	事業調査		○	←	○
	調査後随時	交付決定及び確定通知		○	←	○
	調査後随時	請求書の提出		○		→ ○
	確定後随時	補助金支払		○	←	○
	確定後随時	事業の精算	○	← ○		

林地残材等有効活用支援事業

事業趣旨

主伐や間伐後に残された枝条等（以下「林地残材」という。）は、再造林やその後の保育作業で支障になるほか、流出した林地残材が河川を閉塞させ災害等の原因になることも危惧される

森林病虫害による被害材の活用を適正に進め、被害まん延を防止するため、木質バイオマス施設等への林地残材等を供給し有効活用する取組みを支援する

対象森林

「林地残材の搬出」においては林地残材等活用量が 10 t 以上の箇所を対象とする

事業主体

○補助事業者

林地残材等の活用ノウハウを有する民間団体等から公募により決定

○間接補助事業者

市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体（共有林代表者含む）、森林経営計画策定者等又はその他の林業事業体、その他知事が認めた者

事業内容

1 事業規模

- ・「林地残材の搬出」においては 1 施行地における林地残材活用量が 10 t 以上

2 事業内容

- ・補助事業者が間接補助事業者に対して助成する以下の事業

林地残材の搬出	林地残材の搬出
	林地残材の集積
	林地残材の運搬効率化

- ・補助事業者が実施する以下の事業

林地残材活用に向けた技術的支援	間接事業者に対して実施する、現場条件に応じた効率的な林地残材の集積・搬出方法の指導及び需給マッチング
林地残材活用に向けた研修会の開催	先進地の事業体等を講師とした林地残材活用に係る研修会の実施
事務局運営	

事業の流れ

1 事後申請方式（間接補助事業者）

施業実施後に補助金交付申請を行い、施業完了の確認後に補助金交付・確定が同時に行われます

年度	時期	内容	森林所有者等	間接補助事業者	市町村	地域振興局	補助事業者
前年度	9月上旬まで	事業の委託等	○ → ○				
	9月10日まで	予定調書の提出		○ → ○			
	9月20日まで	予定調書の提出			○ → ○		
	随時	事前計画書の提出		○ → ○			
当年度	随時	施業着手		○			
	随時	施業完了		○			
	施業完了後随時	補助金交付申請書の提出		○ → ○			
	申請後随時	事業調査		○ ← ○			
	調査後随時	交付決定及び確定通知		○ ← ○			
	調査後随時	請求書の提出		○ → ○			
	確定後随時	補助金支払		○ ← ○			
	確定後随時	事業の精算	○ ← ○				

2 計画補助方式（補助事業者）

施業着手前に補助金交付申請を行い補助金の交付決定が行われ、施業完了後に確定が行われます

年度	時期	内容	補助事業主体	県
	随時	事業計画書の提出	○ → ○	
	受理後速やかに	計画承認及び内示	○ ← ○	
	随時	補助金交付申請書の提出	○ → ○	
	受理後速やかに	交付決定通知	○ ← ○	
	随時	事業着手	○	
	随時（必要に応じて）	事業変更計画書の提出	○ → ○	
		変更計画承認及び内示	○ ← ○	
		変更交付申請書の提出	○ → ○	
		変更交付決定	○ ← ○	
	随時	事業完了	○	
	完了後速やかに	実績報告書	○ → ○	
	申請後随時	事業調査	○ ← ○	
	調査後随時	交付決定及び確定通知	○ ← ○	
	調査後随時	請求書の提出	○ → ○	
	確定後随時	補助金支払	○ ← ○	

補助金額

補助金額は、以下のとおりとする

林地残材の搬出

次により算出された額（百円未満切捨て）とする

- ・ 林地残材の集積の場合 : 定額単価 1,700 円/t×事業量（100 円未満切捨て）
- ・ 林地残材の搬出の場合 : 定額単価 1,300 円/t×事業量（100 円未満切捨て）
- ・ 林地残材の運搬効率化の場合 : 定額単価 500 円/t×事業量（100 円未満切捨て）

※事業量は、施行地ごと、木質バイオマス施設等へ供給した搬出量の合計を整数以下切り捨てた数量とする

林地残材活用に向けた技術的支援、研修会の開催及び事務局運営

合計して、補助金額全体の 1 割以内の額とする

再造林省力化モデル推進事業

事業趣旨

主伐・再造林により、民有林人工林の若返りと利用可能な時期を迎えた森林資源を積極的に活用するため、地理的条件が困難な地域等において、架線を活用した一貫作業の主伐による出材、再造林に係る苗木や資材の運搬、下刈り時における機械の活用などモデル的な取組について支援する

対象森林

(1)架線系集材モデル

一貫作業を実施する施行地でかつ、造林の省力化に資する架線による全木集材、架線を活用した苗木の運搬、架線を活用した獣害対策の資材等の運搬を行う施行地

(2)再造林省力化モデル

主伐後の施行地でかつ、地拵えの作業や植栽後の下刈りを省力化するための機械をレンタルして実施する取組

(3) 傾斜地再造林支援

「特に効率的な施業が可能な森林」で実施した人工造林でかつ、施行地の平均傾斜度が 25 度以上で、ドローンや索道を用いた資材運搬等により作業の省力化・効率化を図った箇所

事業主体

市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体（共有林代表者含む）、森林経営計画策定者又はその他の林業事業体

事業内容

1 事業内容

架線系集材モデル (架線の設置・撤去)	一貫作業の主伐による全木集材、再造林に係る苗木の運搬及び獣害対策に係る資材等の運搬に必要な架線の設置、撤去及びその両方
再造林省力化モデル (造林作業用の機械のレンタル)	一貫作業による主伐後の地拵えや下刈り等の省力化を図る造林作業用の機械レンタル
傾斜地再造林支援	人工造林又は鳥獣害防止施設等整備

事業の流れ

1 事後申請方式（傾斜地再造林支援のみ）

森林環境保全直接支援事業と同じ（ただし、事前計画書の規定は除く）

2 計画補助方式（架線系集材モデル及び再造林省力化モデル）

施業着手前に補助金交付申請を行い補助金の交付決定が行われ、施業完了後に確定が行われます

年度	時期	内容	森林所有者等	事業主体	市町村	地域振興局
前年度	9月上旬まで	事業の委託等	○	→ ○		
	9月10日まで	予定調書の提出		○ →	○	
	9月20日まで	予定調書の提出			○ →	○
当年度	随時	事業計画書の提出		○ →		○
	受理後速やかに	計画承認および内示		○ ←		○
	随時	補助金交付申請書の提出		○ →		○
	受理後速やかに	交付決定通知		○ ←		○
	随時	施業着手		○		
	随時（必要に応じて）	事業変更計画書の提出		○ →		○
	随時（必要に応じて）	変更計画承認および内示		○ ←		○
	随時	変更交付申請書の提出		○ →		○
		変更交付決定		○ ←		○
		施業完了		○		
	完了後速やかに	実績報告書		○ →		○
	申請後随時	事業調査		○ ←		○
	調査後随時	交付決定及び確定通知		○ ←		○
	調査後随時	請求書の提出		○ →		○
	確定後随時	補助金支払		○ ←		○
	確定後随時	事業の精算	○	← ○		

補助金額

補助金額は、（１）及び（２）については、次により算出された額（百円未満切捨て。以下、「定額」という。）と補助事業の実行に要した経費（百円未満切り捨て。以下、「実行経費」という。）を比較によりいずれか低い額とする。（３）については、定額とする。

（１）架線系集材モデル

事業費（架線の「設置又は撤去」又は「設置及び撤去」に伴う人件費のみ）相当分の定額及び必要に応じた集材機など架線の設置に必要な資機材の運搬（「搬入又は搬出」又は「搬入及び搬出」）の１回に限りの相当分の定額

定額単価（架線の設置・撤去）×事業量（１回）＋定額単価（資機材運搬）×事業量（１回）

（２）再造林省力化モデル

実行経費（千円未満切捨て）×補助率＝補助金額

１申請の上限額は１００万円以内とする

（３）傾斜地再造林支援

定額単価×事業量×間接費率

花粉の少ない森林への転換促進事業

事業趣旨

多くの国民を悩ませている社会問題と言える花粉症に対処するため、スギ人工林の伐採及び花粉の少ない森林への転換に係る取組を支援する

対象森林

「スギ人工林伐採重点区域」内のスギ人工林のうち、森林経営計画における主伐が計画されていない森林

事業主体

○補助事業者

花粉の少ない森林への転換を目的として、森林所有者に対し伐採・植替え等の働きかけにより、森林経営計画の作成・変更を斡旋した林業経営体等（自社を含む。）の取りまとめを行う能力を有し、本事業の実施に関する知見を有する民間団体等から公募により決定

○間接補助事業者

市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体（共有林代表者含む）、森林経営計画策定者等又はその他の林業事業体、その他知事が認めた者

事業内容

- 1 補助事業者が間接補助事業者に対して助成する、森林所有者に対する伐採・植替え等の働きかけ及び森林所有者との委託契約等の締結（森林所有者の同意の取付け）、森林経営計画の作成・変更に必要な手続、本事業の対象となる森林の伐採等
- 2 補助事業者が行う事務局運営経費

事業の流れ

1 事後申請方式（間接補助事業者）

施業実施後に補助金交付申請を行い、施業完了の確認後に補助金交付・確定が同時に行われます

年度	時期	内容	森林所有者等	間接補助事業者	市町村	地域振興局	補助事業者
前年度	9月10日まで	予定調書の提出		○ → ○			
	9月20日まで	予定調書の提出			○ → ○		
当年度	補助事業者の交付決定以降	事前計画書の提出		○ —————→ ○			
	受理後速やかに	事前計画書の承認		○ ←————— ○			
	随時	施業着手		○			
	随時	施業完了		○			
	施業完了後随時	補助金交付申請書の提出		○ —————→ ○			
	申請後随時	事業調査		○ ←————— ○			
	調査後随時	交付決定及び確定通知		○ ←————— ○			
	調査後随時	請求書の提出		○ —————→ ○			
	確定後随時	補助金支払		○ ←————— ○			
	確定後随時	事業の精算	○ ←————— ○				

2 計画補助方式（補助事業者）

施業着手前に補助金交付申請を行い補助金の交付決定が行われ、施業完了後に確定が行われます

年度	時期	内容	補助事業主体	県
	随時	事業計画書の提出	○ —————→ ○	
	受理後速やかに	計画承認および内示	○ ←————— ○	
	随時	補助金交付申請書の提出	○ —————→ ○	
	受理後速やかに	交付決定通知	○ ←————— ○	
	随時	事業着手	○	
	随時（必要に応じて）	事業変更計画書の提出	○ —————→ ○	
		変更計画承認および内示	○ ←————— ○	
		変更交付申請書の提出	○ —————→ ○	
		変更交付決定	○ ←————— ○	
	随時	事業完了	○	
	完了後速やかに	実績報告書	○ —————→ ○	
	申請後随時	事業調査	○ ←————— ○	
	調査後随時	交付決定及び確定通知	○ ←————— ○	
	調査後随時	請求書の提出	○ —————→ ○	
	確定後随時	補助金支払	○ ←————— ○	

補助金額

補助金額は、以下に定める方法により算出された額（百円未満切捨て。）とする。

間接補助事業費

（1）植替促進費

- ① 花粉の少ない森林への転換促進に係る伐採において、伐倒作業をチェーンソーで行っている場合

定額単価 (35 万円/ha) × 事業量

- ② ①以外の場合で、本事業で作成された森林経営計画又は提出された伐採及び伐採後の造林の届出に沿った伐採のうち、伐採地の中心から集積地までの距離が 2,000m 以上の場合

定額単価 (25 万円/ha) × 事業量

- (2) 植替活動金

定額単価 (12 万円/ha) × 事業量

事務局運営費

林野火災予防対策事業

事業趣旨

林野火災予防対策の強化又は被害拡大防止のため、市町村が行う林野火災予防対策関係事業の推進を通じて、森林の整備・保全及び林業の持続的かつ健全な発展を図る

対象市町村

以下のいずれかの条件を満たす市町村とする。

- 1 過去5年間の状況等から林野火災発生の危険度が高いと予想される市町村
- 2 森林レクリエーション利用の増加、林地開発等に伴う森林と住宅等の近接化等により、林野火災被害の危険性が增大している市町村

事業主体

市町村

事業内容

市町村が実施する以下の事業

- (1) 航空機による空中巡視、予防資機材の配備
- (2) 防火管理道及び防火帯道の作設、初期消火敷材及び林野火災用消火剤の配備
- (3) 林野火災発生の危険性の高い特定の日に行う火災予防活動及び当該活動のための条件整備

事業の流れ

計画補助方式

年度	時期	内容	市町村	地域 振興局
前 年 度	9月20日まで	予定調書の提出	○	→○
当 年 度	随時	事業計画書の提出	○	→○
	受理後速やかに	計画承認および内示	○	←○
	随時	補助金交付申請書の提出	○	→○
	受理後速やかに	交付決定通知	○	←○
	随時	施業着手	○	
	随時（必要に応じて）	事業変更計画書の提出	○	→○
		変更計画承認および内示	○	←○
		変更交付申請書の提出	○	→○
		変更交付決定	○	←○
	随時	施業完了	○	
	完了後速やかに	実績報告書	○	→○
	申請後随時	事業調査	○	←○
	調査後随時	交付決定及び確定通知	○	←○
	調査後随時	請求書の提出	○	→○
	確定後随時	補助金支払	○	←○

補助金額

補助金額は、補助事業の実行に要した経費に $1/2$ を乗じた額（千円未満切捨て。）とする